

入間市手数料条例の一部を改正する条例 改正要旨

1 改正の趣旨

消費税及び地方消費税の8%から10%への税率改定に伴い、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」「都市の低炭素化の促進に関する法律」「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に関する認定申請手数料に含まれている、消費税等相当分の費用を改定するものです。

2 手数料額

建築基準関係規定の適合審査（高度な構造計算適合性判定を要するもの）に係る手数料

種類	改定前	改定後	差額
構造計算が認定プログラムにより適正に行われたもの	118,560 円	120,700 円	2,140 円
その他のもの	171,480 円	174,600 円	3,120 円

施行日 平成31年（2019年）10月1日